

県知事選挙のお知らせ

福島県の未来の選択

選挙管理委員会事務局 ☎(88)9163

票所に行けない人は、左の期日前投票をご利用ください。

投票日は10月28日(日)

投票時間 午前7時～午後6時
開票 即日開票で、午後8時から中央体育館で行います。

投票所の変更にご注意

今回、次の投票所が変更になりますのでご注意ください。
▼須賀川第一 福島県ものづ

- ▼西川第一 市民温泉
- ▼江花 上江花集会所
- ▼志茂・小中 志茂集落センター
- ▼岩瀬第三 下柱田集落センター

当日投票できないときは期日前投票を

投票日当日、仕事などで投票



みなさんの大切な一票を忘れずに投票しましょう！

● 期日前投票所一覧

施設名	期間	時間
市役所2階 ウルトラ会議室	10月12日(金) ～10月27日(土)	午前8時30分 ～午後8時
コミュニティプラザ (須賀川駅2階)	10月22日(月) ～10月27日(土)	午前10時 ～午後8時
長沼保健センター		午前8時30分 ～午後6時

※地域を問わず、いずれの期日前投票所でも投票できます
※投票所入場券(はがき)をご持参ください

期日前投票所への移動を支援します

乗合タクシーの運行エリア内において、期日前投票所への移動が困難な人(一人暮らしの高齢者など)の投票機会

入院中などのときは不在者投票を

指定施設の病院、老人ホーム、仕事や旅行先の滞在地の選挙管理委員会が不在者投票ができます。不在者投票をするときは、あらかじめ手続きが必要ですので、お早めに申請してください。
また、重い障がいや要介護5の人で、郵便等投票証明書の交付を受けている人は、郵便で不在者投票ができます。

環境コラム

「ちょいエコ」な話④

ソーラーエネルギーでエコな暮らしを！

地球環境に対して負荷の少ないソーラーエネルギー活用で、一般的なもの、住宅などの屋根に設置した太陽光発電ではないでしょうか。その他にも、電卓・腕時計などの生活用品やラジオ・懐中電灯などの防災・防犯用品など、様々なものに利用されています。

市役所でも太陽光発電によって建物の電気の一部を賄っています。市役所1階「みんなのスクエア」のモニターに発電量などが表示されています。

また、市では住宅用の再生可能エネルギーシステムの設置に対し補助金を交付しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

須賀川市住宅用再生可能エネルギー
検索
環境課 ☎(88)9130

事業者の皆さんへ 2019・2020年度 入札参加資格審査申請 の受け付け

行政管理課 ☎(88)9180

市では、11月に入札参加資格審査申請の受け付けをします。審査を受ける事業者は、次により申請してください。
また、申請に必要な書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

資格の有効期間 平成31(2019)年4月1日～2020年3月31日
申請期間 11月5日(月)～30日(金)
※土・日曜日、祝日を除く
申請方法 一般書留、簡易書留、レターパックによる方法で郵送してください。

注意

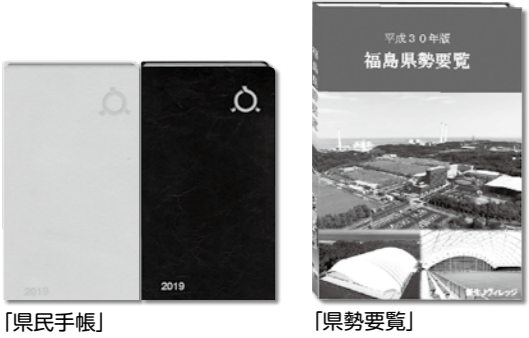
▼メール便、宅急便、ゆうパックなどの信書の送付ができない方法での提出はできません。
▼窓口提出することも可能ですが、その場での審査は行いません。

▼書類受理の通知や書類不備への対応のため、必ず82円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封(添付)してください。

宛先 〒962-8601
(住所記載不要)須賀川市行政管理課契約検査係宛

～県民手帳と県勢要覧を販売～ 皆さん愛用の手帳へ!

企画財政課 ☎(88)9113



最新の統計資料と日常生活に役立つ情報を掲載した「2019福島県民手帳」と「平成30年版福島県勢要覧」を販売します。

販売期間 10月19日(金)～平成31年1月31日(木)
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。在庫がなくなり次第、終了。

- ▶**県民手帳**
内容 月間・週間ダイアリー、県内市町村勢一覧、くらしの相談窓口、県内の主な観光地や道の駅などを掲載しています。色は黒とパールブルーの2種類。
定価 500円(税込み、現金販売のみ)
販売場所 企画財政課、長沼・岩瀬各市民サービスセンター、各公民館(長沼・岩瀬を除く)
- ▶**県勢要覧**
内容 自然や人口、産業など、県勢全般が分かる図表入りのコンパクトな総合統計書です。
定価 1,500円(税込み、現金販売のみ)
販売場所 企画財政課

申請を忘れずに 国民年金の 独自給付

郡山年金事務所
☎024(932)3434

第1号被保険者が亡くなったときに支給される遺族基礎年金は、子のある配偶者か子しか支給できません。

このため、次の独自給付制度があります。要件に該当する人は、申請してください。
寡婦年金 老齢基礎年金を受けられるはずの夫が受給前に亡くなったとき、その妻が60歳から65歳になるまでの5年間、夫が受けられたであろう第1号被保険者にかかる老齢基礎年金の4分の3の額が支給されます。

▼受給要件(次の要件を全て満たす人) ●夫の第1号被保険者としての保険料の納付済期間と免除期間が合わせて10年以上ある。 ●夫によって生計を維持している妻で婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)が10年以上継続していた。 ●夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受けたことがない。

国民年金保険料の納め忘れにご注意を

保険料を納めていないと、高齢になったときや、けが・病気で障がいが残ったときなどに、年金を受給できないことがあります。

保険料の納め方 「納付書」で金融機関やコンビニエンスストアで納められます。

また、納め忘れを防ぐために安心して便利な「口座振替」や、「クレジットカード支払」でも納められます。

なお、保険料が割り引きになる「前納制度」もありますので、ぜひご利用ください。